

## 金融持株会社に係る検査マニュアル 新旧対照表

改定前	改定後
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">銀行持株会社用</div>	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">銀行持株会社用</div>
<p>グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p><b>III. 個別の問題</b></p> <p>① <b>【連結自己資本比率の算式】</b>            連結自己資本比率は、国際統一基準適用金融機関にあつては告示第2条、国内基準適用金融機関にあつては告示第14条の定めに従つて算出されているか。            (ただし、国内基準適用金融機関については、告示第16条の定めに従つて、マーケット・リスク相当額に係る額を参入しないことができる。)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <b>【自己資本の額】</b>            (i) 国際統一基準適用金融機関            イ. 自己資本の普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目及び調整項目の額は、告示第5条の定めに従つて算出されているか。             ロ. ～ホ. (略)            (ii) (略)</p> <p>④～⑦ (略)</p>	<p>グループ自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p><b>III. 個別の問題</b></p> <p>① <b>【連結自己資本比率の算式】</b>            連結自己資本比率は、国際統一基準適用金融機関にあつては告示第2条及び第2条の2、国内基準適用金融機関にあつては告示第14条の定めに従つて算出されているか。(ただし、国内基準適用金融機関については、告示第16条の定めに従つて、マーケット・リスク相当額に係る額を参入しないことができる。)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <b>【自己資本の額】</b>            (i) 国際統一基準適用金融機関            イ. 自己資本の普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目及び調整項目の額にあつては、告示第5条、<u>資本バッファ</u>に係る普通株式等Tier 1 資本の額にあつては、告示第7条の2の定めに従つて算出されているか。            ロ. ～ホ. (略)            (ii) (略)</p> <p>④～⑦ (略)</p>